

東日本大震災により被災されたお客さまに対する  
保険料払込猶予期間の再延長等の実施について

このたびの東日本大震災により被災された皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。  
弊社では、このたびの震災で被災されたお客さまについて保険料のお払込猶予期間を6ヵ月間延長する取扱い等を実施しておりますが、被災地の復旧・復興状況をふまえ、下記のとおり追加の特別取扱いを実施いたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の再延長

被災されたお客さまへの特別取扱いとして6ヶ月間の保険料払込猶予期間の延長を実施しておりますが、お申出いただくことなく、さらに3ヶ月延長し猶予期間を2011年12月31日までといたします。

※ 2011年9月末時点で、保険料払込猶予期間の延長が適用されているご契約が対象です。

2. 猶予した保険料のお払込みについての特別取扱い

保障のご継続のために、猶予した保険料は猶予期間満了日（2011年12月31日）までにお払込みいただく必要がございます。

しかしながら、猶予期間満了日までに全額をお払込みいただくことが困難な場合、原則として、2012年1月以降、毎回の保険料を継続してお払込みいただくことにより、猶予した2011年12月までの保険料の払込期日を2012年10月末といたしますので、この期間内に一括または分割でお払込みいただくことが可能です。

【お払込みの一例】

2011年3月から2011年12月までの10ヶ月分の保険料のお払込みを2011年12月31日まで猶予いたしますが、2011年12月31日までに保険料のお払込みが困難な場合は、2012年1月から2012年10月にかけて、毎月の保険料とあわせて合計2ヶ月分の保険料をお払込みいただくことにより、ご契約を継続することが可能です。

以上

**【お問い合わせ先】**

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命  
コールセンター  
電話番号 **0120-28-2269**（通話料無料）  
平日 9時00分～17時30分（土日祝日を除く）  
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます